



## 税務署からの連絡事項



### 総務課

#### 1 確定申告書等の提出

##### (1) 申告書等の一括提出

確定申告期間中の申告書等の一括提出については、前年同様、1階提出コーナーで收受させていただきますので、ご了承願います。

##### (2) 申告書等を書面で提出される場合

申告書等（税務手続に関する書類）を書面で提出される場合は、以下の点にご留意願います。

- ・ 所得税申告書と消費税申告書は、各々別に綴じる
- ・ 所得税申告書には、決算書又は収支内訳書をホッチキス止めする
- ・ 添付書類は、「令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙」に貼付する

なお、「振替依頼書」及び「充当申出書」を提出される場合には、提出書類の中にとじ込まず、提出書類一式の一番上に重ねてご提出願います。

##### (3) 申告書等を郵送で提出される場合

確定申告書等は「信書」に該当しますので、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」以外の荷物扱いで送付することはできません。

※ 一般小包郵便物（ゆうパック）、冊子小包郵便物（ゆうメール）、簡易小包郵便物（ゆうパケット）等では、信書を送付することができません。  
詳しくは、日本郵便株式会社ホームページをご覧ください。

郵便又は信書便を利用して送付した場合には、当該郵便物に押印された通信日付印により表示された日が提出日とみなされます。

※ 一般小包郵便物（ゆうパック）、冊子小包郵便物（ゆうメール）、簡易小包郵便物（ゆうパケット）等については、国税通則法第22条に規定する「郵便物」に該当せず、申告書等の提出日が税務官庁に到達した日となりますので、ご留意願います。

#### 2 チャットボットによる税務相談（別添1）

## 管理運営部門

### 1 e-Tax の利用勧奨

所得税（及び復興特別所得税）、消費税、贈与税の確定申告書と未提出の法定調書合計表につきましては、是非とも e-Tax のご利用をお願いします。

また、e-Tax 送信後に添付資料を提出される場合は、送信日時、利用者識別番号及び受付番号が記載された「令和〇年分の申告書等送信票(兼送付書)」等を添付願います。

法人税確定申告書及び消費税確定申告書につきましても、代理送信による e-Tax のご利用をよろしくをお願いします。

特に、法人税予定申告書、消費税中間申告書につきましては、簡単に作成して送信できますので、是非ご活用願います。

### 2 令和2年分の確定申告をされた方へ（別添2）

### 3 税務署以外の納付方法の利用のお願い（別添3、4）

#### (1) ダイレクト納付

源泉所得税の納付につきましては、ダイレクト納付が非常に便利です。

関与先をはじめ、税理士様方ご本人のご利用をお願いいたします。

また、平成30年1月より、複数口座のご登録も可能ですので、関与先で、すでにダイレクト納付をご利用されている場合でも、口座の追加等のご希望がありましたら、お届けいただきますようお願いいたします。

令和3年1月から、ダイレクト納付利用届出書が e-Tax を使ってオンラインで提出できます。

#### (2) 振替納税

個人納税者の所得税・消費税につきましては、振替納税をご利用いただくようお願いいたします。

また、令和3年1月から、振替依頼書につきましても、e-Tax を使ってオンラインで提出できます

※ 振替納税利用者の納税者の提出先税務署が昨年と変更された場合は確実に振替依頼書もしくは、振替納税継続依頼書の提出をお願いいたします。

## 徴収部門

### 1 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合の特例猶予制度（別添5）

#### (1) 制度の対象

制度の対象は、令和3年2月1日（月）までに納期限が到来する国税となっております。詳しくは別添資料又は下のHPをご覧ください。

**※ 申請書は納付すべき国税の納期限までに提出が必要です。**

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

#### (2) 制度適用者に対する納付指導

特例猶予制度の適用を受けておられる関与先に対して、猶予期間の終了日（納付期限）までの納付をご指導願います。

特に4月には、令和元年分所得税・消費税など、猶予期間終了を迎える納税者が多くおられます。

また、令和2年分所得税・消費税の納期限も近いことから、該当する関与先に対して、計画的な納付資金の準備についてご指導願います。

なお、猶予期間の終了日までに納付できない事情がある場合には、速やかに税務署（徴収担当）へ相談するようご指導願います。

### 2 阿倍野税務署管内の納税者の納付相談（別添6）

納付相談等につきましては、通常、管轄税務署において行っているところですが、現在、阿倍野税務署には納付相談等を担当する徴収職員が常駐しておらず、天王寺税務署の徴収職員が、阿倍野税務署管内の納税者に対しても納付相談等の事務を担当しております。

阿倍野税務署管内の関与先において、納付相談等の必要がありましたら、天王寺税務署にて対応する旨ご周知いただき、下記専用電話に連絡するようご指導願います。

※ 阿倍野税務署 徴収担当 専用電話 06-6628-0229

（天王寺税務署 徴収職員が応答します。）

### 3 期限内納付に向けた納付指導のお願い（別添7）

適正かつ公正な賦課及び徴収の実現を図るため、関与先に対する期限内納付に関する広報・周知や納付指導の実施について、一層のご協力をお願いします。

なお、納付指導に用いていただく様式等は、国税庁ホームページに掲載しています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/qa.htm#tainouboushi>

## 個人課税部門

### 1 令和2年分確定申告期における申告書作成会場（別添8）

天王寺税務署の申告書作成会場は、昨年に引き続き、署2階大会議室で開設いたします（地区相談会場につきましては、開設しておりません。）。

令和2年分確定申告につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策を確実に取るとともに、三密にならないよう、LINEによるオンライン事前予約や当日配付する入場整理券で会場内の来署者数の調整を図っております。

LINEによるオンライン事前予約は1月21日（木）午前9時から予約申込みが開始されます（1月25日（月）からの相談分となります。）。

また、来署者削減のため、自宅等からのe-Tax送信（スマホ申告含む）を推奨する広報に努めておりますので、納税への周知・広報にご協力の程、よろしくお願いいたします。

### 2 申告関係の各種用紙の請求

確定申告関係諸用紙につきましては、自宅等からのe-Tax申告の普及等に伴い、署の在庫が少なくなっていることや、来署の機会が増えることで、三密になる可能性がありますので、「国税庁ホームページ」からダウンロードする等していただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 3 医療費控除を受ける際の「医療費控除の明細書」の添付（別添9）

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療費の領収書の添付又は提示による経過措置が終了し、領収書では医療費控除が受けられなくなっておりますので、当該明細書の添付をよろしくお願いいたします。

### 4 「国外財産調書」及び「財産債務調書」の適正な記載及び提出のお願い（別添10、11）

国外財産調書については、居住者（非永住者を除く）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載して、翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出する必要があります。

また、財産債務調書については、所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載して、翌年の3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

どちらの調書も加算税の加重・軽減措置の取扱いがありますので、要件に該当する場合は、適正な記載及び提出をお願いいたします。

## 法人課税部門

### 1 インボイス制度に係る事業者の登録申請（別添 12）

インボイス制度は、令和 5 年 10 月から導入され、令和 3 年 10 月には適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

なお、提出期限間際には、駆け込み的に大量の登録申請書が提出されることも想定されますので、可能な限り早期に、e-Tax を利用した申請をお願いします。

また、登録申請手続において、e-Tax による電子申請を行った申請者が希望される場合には、登録通知書についても、電子通知で受け取ることができます。

このため、適格請求書発行事業者の登録に当たっては、申請から通知までの手続がスムーズに行える e-Tax のご利用について、関与先に対する周知をよろしくお願いいたします。

### 2 課税事業者の「総額表示の義務付け」（別添 13）

消費税の課税事業者が消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品や役務などに係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています（事業者間取引は総額表示義務の対象となりません）。

なお、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないとされていた特例については、令和 3 年 3 月 31 日（水）までの取扱いとなっています。

